

マイ政経予備校  
政治・経済科

出題されたら笑う！

時事FINAL

2024

公式テキスト



# 時事FINAL2024

## I： テキスト概要

このテキストをお手に取っていただきありがとうございます！マイ政経予備校の講師ひかさです。さて、このテキストは2024年度入試で問われたら嬉しい！入試問題で出たら笑顔になれる！そんな時事を集めたものになります。

もし入試で出題されたらぜひご報告お願いします！

## II： 内容紹介

### ◆時事判例集

2021年以降で特に重要な裁判所の判決についてまとめたものです。特に今回のはあの最高裁は「法令違憲」を出した11例目の大事な裁判や、冤罪事件で再審が開始されるあの事件の裁判についても掲載しています！ぜひどのような裁判だったのかを確認してくださいね。

### ◆時事法令集

2021年以降で法施行・法改正があったものを掲載しています。  
(めちゃくちゃマニアックな法律は省いています。)  
時事としてギリギリに滑り込んできた「LGBT理解増法」も含め、政治・経済、労働、消費者問題、著作権問題などの様々な法律の変更点やポイントを掲載しているので、ぜひご覧ください！

### ◆時事出来事集

政治・経済にかかわる時事出来事を掲載しています！時期的には2020年以降になるとおもいますが、行政や内閣の動き、選挙制度、地方自治の動き、各国政治の動き、コロナ対策、ウクライナ侵攻、地域的経済統合など様々な出来事を掲載しています。特に、参考書で触れたようなワードが入っているものは要注意です！

## III： テキストの使い方

このテキストは、共通テストから最難関私大入試までを対象にしたものです。  
ただし、内容が多い割に当たる確率も低いと思うので、  
このテキストを暗記するというよりは資料程度でご覧ください。  
各单元の左上に★印が付いています。★が最小で重要度が最も低い、★★★が最大で重要度が最も高いです。  
★★★のものを優先することをお勧めします。

また、各時事の説明に口印が付いています。もしよければ暗記や確認の際にご活用ください！  
※Cランクの用語については覚えなくていいです。

また、まとめページでわからない方のために解説動画も用意しております。  
詳細はYouTubeチャンネル「マイ政経予備校」または講師サイト「マイ政経予備校」をご覧ください！

## IV： 注意事項

時事問題は、出題問題数が少なく、的中することも難しいものです。  
そのため、まずはみなさんしっかりと時事以外の基礎事項をしっかりと身につけ、  
時間があればこのテキストで時事対策をしてみてください。  
絶対に出るよと言えるわけではないので、参考までにしてくださいね！

また、このテキストはご自身の勉強目的でのみ使用が可能です。  
詳しくは、<https://minority-seikei.com/rules/>（使用ルール）をご覧ください。

# 時事FINAL2024

## 目次

	重要度	掲載内容	ページ
時事判例集	★★★	<b>在外日本人国民審査権制限違憲判決</b>	4
	★★	<b>袴田事件</b>	5
	★★	<b>国家賠償に関する訴訟</b> 黒い雨訴訟／建設アスベスト訴訟／ 強制不妊訴訟国家賠償判決	6
時事法令集	★★★	<b>LGBT理解増進法</b>	8
	★★	<b>政治・経済分野関連</b> 出入国管理及び難民認定法／会社法／ 厚生年金法／健康保険法／少年法／道路交通法	9
	★★★	<b>労働問題</b> 労働基準法／労働施策総合推進法／女性活躍推進法／ 高年齢者雇用安定法／育児・介護休業法	10
	★★★	<b>消費者問題・著作権関連</b> 民法／消費者契約法／消費者裁判手続特例法／ 特定商取引法／消費税法／著作権法／個人情報保護法	11
時事出来事集	★★★	<b>国内政治(行政)</b> 行政省庁の動き	13
	★★	<b>国内政治(内閣)</b> 内閣の動き／安倍元首相暗殺事件	14
	★★	<b>国内政治(選挙・地方自治)</b> 衆議院議員総選挙選挙区変更／地方自治の動き	15
	★★★	<b>各国の政治体制</b> 各国の代表の変遷／各国の歴史的な出来事／香港問題	16
	★★★	<b>国内経済</b> COVID-19／財政・金融	17
	★★★	<b>ウクライナ侵攻</b>	18
	★★	<b>地域紛争(アジア)</b> 世界の紛争・対立関係(アジア編)	19
	★★	<b>地域紛争(アフリカ)・米中関係</b> 世界の紛争・対立関係(アフリカ編)／米中関係	20
	★★	<b>国際会議・地域的経済統合</b> G20の開催状況／COP／NATO／EU	21
	★	<b>その他の社会的時事</b> 資源・エネルギー問題／技術／その他の時事	22

# 時事判例集

## I: 事件概要

事件名	在外邦人国民審査権制限違憲判決 (最高判R4.5.25)
事件概要	最高裁判所裁判官国民審査法が、在外国民(在外邦人)に対して、国民審査権を全く認めていないことが、憲法15条1項、憲法79条2項3項に反するとして、訴えた事件。
上告審(最高裁)	上告棄却 (原告勝訴) →憲法15条1項、79条2項3項に反していると判断

### ◆最高裁の判決の概要

最高裁判所裁判官国民審査法第8条には、公職選挙法に規定する選挙人名簿を使用すると明記されていたが、公職選挙法では選挙人名簿と在外選挙人名簿を区別していたため、国民審査法が使用するのは「選挙人名簿」だけであり、「在外選挙人名簿」は含まれないという状況から、在外国民に国民審査権を認めないと指摘した。

## II: 関連法令

### 最高裁判所裁判官国民審査法

#### 第4条(審査権)

衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有する。

#### 第8条(審査人の名簿)

審査には、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)に規定する選挙人名簿及び在外選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる。

#### ▶その後の国の対応

この判決を受け、国会は第210回国会で法改正を実施。最高裁判所裁判官国民審査法の第8条にある赤字部分を追加することで、在外国民にも国民審査権を与えることになった。また海上にいる場合の洋上投票についても対応した。施行はR5.2.17

### 日本国憲法

#### 第15条(公務員の選定罷免権)

公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

(以下略)

#### 第79条(最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査)

最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

(以下略)

## III: この判決の意義

### ◆貴重な法令違憲の例

最高裁判所が、法令そのものを違憲と判断する法令違憲とした例が過去に10例だったが、この判決により11例となった。

01	尊属殺人重罰事件 (S48)	07	在外日本人選挙権制限訴訟 (H17)
02	薬事法薬局距離制限違憲判決 (S50)	08	非嫡出子国籍付与差別訴訟 (H20)
03	衆議院議員定数不均衡訴訟 (S51)	09	非嫡出子相続格差訴訟 (H25)
04	衆議院議員定数不均衡訴訟 (S60)	10	再婚禁止規定違憲判決 (H27)
05	森林法分割制限違憲判決 (S62)	11	在外日本人国民審査権制限違憲判決 (R4)
06	郵便法免責規定違憲判決 (H14)		

## I：事件概要

事件名	袴田事件
事件概要	味噌製造会社専務宅が全焼した事件で、警察は袴田氏を犯人として捜査、逮捕。袴田氏は容疑を否認していたが、取り調べを経て自白したものの公判で否認。政治・経済では継続中の冤罪事件(死刑→無罪)の例として挙げられる。
上告審(最高裁)	袴田氏は有罪(死刑判決)
再審までの流れ	1981年 静岡地裁に再審請求 1994年 静岡地裁が再審請求棄却→東京高裁に即時抗告 2004年 東京高裁が即時抗告棄却→最高裁に特別抗告 2008年 最高裁が特別抗告棄却→静岡地裁に第2次再審請求 2014年 静岡地裁が再審開始決定(死刑と拘置の執行停止) →検察が東京高裁に即時抗告 2018年 東京高裁が再審開始棄却→最高裁に特別抗告 2020年 最高裁が高裁の決定を取り消して差し戻し 2023年 東京高裁が検察の即時抗告を棄却、地裁の再審開始決定を支持

## ◆再審の条件

今回の事件だと、死刑判決の証拠物が偽造、変造、虚偽だったり、誣告であるほか、明らかに死刑にすべきでない新しい証拠が見つかった場合に再審が認められる。

## 刑事訴訟法 第435条(※各号は表にしています)

再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これをすることができる。

一	原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。
二	原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。
三	有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときには限る。
四	原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。
五	特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。
六	有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらためて発見したとき。
七	原判決に關与した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に關与した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことにより証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときには限る。

## □ 誘告(ぶくく) (C)

わざと事実を偽って告げること。

## II：この判決の意義

今まで各裁判所は再審請求を棄却してきたにも関わらず、ここで再審を認めたということは、裁判所は無罪にすべき可能性があると判断したということ。  
裁判所が無罪と判断すれば過去、死刑からの逆転無罪5例目となる。

## III：冤罪に関する事件

事件名	確定判決	再審判決	再審判決日
弘前大教授夫人殺害事件	懲役15年	無罪	S52.2
加藤老事件	無期懲役	無罪	S52.7
免田事件	死刑	無罪	S58.7
財田川事件	死刑	無罪	S59.3
松山事件	死刑	無罪	S59.7
梅田事件	無期懲役	無罪	S61.8
島田事件	死刑	無罪	H1.1
足利事件	無期懲役	無罪	H22.3
布川事件	無期懲役	無罪	H23.5
東電OL殺人事件	無期懲役	無罪	H24.11
袴田事件	死刑		

## I: 黒い雨訴訟

## ◆事件概要

事件名	黒い雨訴訟 (広島高判R3.7.14)
事件概要	原子爆弾が投下された直後に降った放射性物質を含むいわゆる「黒い雨」の被害者のうち、国の基準で被爆者と認められなかった住民らが国、広島県、広島市に対して被爆者と認めることなどを求めている訴訟。
第一審(地裁)	原告全員に対し被爆者健康手帳の交付を命じる
控訴審(高裁)	控訴棄却 (地裁の判決を支持)

事件名	第2次黒い雨訴訟 (広島地裁R5.7)
事件概要	黒い雨訴訟によって設けられた新たな基準でも被爆者と認定されなかった人々が広島市と広島県を相手に訴訟を起こした。

## ◆この判決の意義

黒い雨訴訟によって、国が基準を改めることで救済される人が増えたという効果があり、また第2次黒い雨訴訟では、被爆者全員の救済を求めていることから、裁判所がこれを認めると被爆者の救済の幅が広がると言える。

## ▶その後の国の対応

政府は黒い雨訴訟の高裁判決を受けて上告を行わないことを発表し、高裁の判決が確定した。これにより救済するための新たな基準を設けたが、それでも救済されない人が存在してしまった。そのため第2次黒い雨訴訟がはじまった。

## II: 建設アスベスト(石綿)訴訟最高裁判決

## ◆事件概要

事件名	建設アスベスト(石綿)訴訟最高裁判決 (最二判R4.6.3)
事件概要	アスベスト含有建材を使って建設作業を行なってきた元建設作業員やその遺族が国と建材メーカーを訴えた訴訟。国については、アスベストの含有に関する表示や対応などを義務付けさせてない点は国の責任であるとしていた。
上告審(最高裁)	国と建材メーカーの責任を認め、損害賠償責任を認める。

## ◆この判決の意義

2008年から全国各地で同様の訴訟が行われ、各地裁、各高裁それぞれが様々な判決をしていた状況。(国の責任を否定、建材メーカーの責任を否定、両方認定など)しかし、最高裁が判断したのは初めてのため、各裁判所及び国はこの判断に従うことになる。

## □ 石綿(アスベスト) (C)

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物。その繊維が極めて細いため、所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまう。これにより肺が繊維化して固くなる「じん肺」の一種である「石綿肺」という病気を発症する。

## III: 強制不妊訴訟国家賠償判決

## ◆事件概要

事件名	強制不妊訴訟国家賠償判決 (大阪高判R4.2.22)
事件概要	旧優生保護法により、遺伝子的に優秀な遺伝子を保護する目的で、遺伝性の病気があるまたはあるとされた方(いわゆる劣った遺伝子を持つ人)の生殖を不能にする不妊手術が認められていた。
第一審(地裁)	旧優生保護法とこれによる不妊手術は違憲だが、改正前の民法724条の除斥期間が経過していたため、原告の請求を棄却。
控訴審(高裁)	除斥期間をそのまま適用するは著しく正義・公平の理念に反するため、 <b>国の損害賠償責任を認める。</b>

## ◆この判決の意義

2019年に強制不妊救済法案を制定した国だったが、本訴訟の救済範囲の拡大には反対したため、国として今後どのような姿勢をとることになるのかが最高裁の判決で決まる。

## □ 除斥期間 (C)

法律で定められた期間のうち、その期間内に権利行使しないと権利が消滅してしまう期間。

## ▶その後の国の対応

2023年に国は救済範囲の拡大を命じた大阪高裁の判決に不服とし、最高裁に上告。東京と札幌で行われた同様の訴訟についても同じく上告した。

時事FINAL2024

# 時事法令集

## I：目的・基本理念

### 第1条(目的)

この法律は、**性的指向**及び**ジェンダー・アイデンティティの多様性**に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、**性的指向**及び**ジェンダー・アイデンティティの多様性**に関する**国民の理解の増進**に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、**性的指向**及び**ジェンダー・アイデンティティの多様性**を受け入れる精神を涵かん養し、もって**性的指向**及び**ジェンダー・アイデンティティの多様性**に**寛容な社会の実現**に資することを目的とする。

### ▶施行日

2023年6月23日

### 第3条(基本理念)

**性的指向**及び**ジェンダー・アイデンティティの多様性**に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダー・アイデンティティにかかわらず、**等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるもの**であるとの理念にのっとり、**性的指向**及び**ジェンダー・アイデンティティ**を理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、**相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現**に資することを旨として行われなければならない。

## II：用語の定義(2条)

<b>性的指向</b>	恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向
<b>ジェンダー・アイデンティティ</b>	自己の属する性別についての認識に関する その同一性の有無又は程度に係る意識

## III：国・地方公共団体の役割

### 第4条(国の役割)

国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、**性的指向**及び**ジェンダー・アイデンティティの多様性**に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

### ▶その他の政府の役割

- ◆政府は毎年1回、理解増進施策の実施状況を公表する。(7条)
- ◆基本計画を定め、おおむね3年ごとに検討を加える。(8条)
- ◆政府は必要な指針を策定する。(12条)

### 第5条(地方公共団体の役割)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、**性的指向**及び**ジェンダー・アイデンティティの多様性**に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

## IV：企業・学校の役割(6条)

- 事業主**は労働者への普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保などをおこない、理解増進に努める。
- 学校設置者**は家庭および地域住民その他の関係者の協力を得つつ、児童・生徒らの教育または啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保などをおこない、理解増進に努める。

### □ 法的義務 (C)

法律によって強制されている義務行為。条文には「しなければならない」「してはならない」という表現が用いられる。違反すると罰則があることが多い。

## V：留意事項(12条)

### 第12条(措置の実施等に当たっての留意)

この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダー・アイデンティティに**かかわらず**、**全ての国民が安心して生活すること**ができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

### □ 努力義務 (C)

法律によって努力を強制されている状態。ただし、その行為をする義務はない。条文には「するように努めなければならない」「しないように努めなければならない」という表現が用いられる。違反しても罰則はない。

## V：主な問題点

- 国などの役割が「**努力義務**」であって、「法的義務」でないこと
- LGBT理解を増進させる措置によって、安心して生活できないと感じる国民がいることを明記した(**理解しない人の存在**を明記した)

## I：出入国管理及び難民認定法

2023年(R5) 改正	6	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 難民申請は原則<b>2回</b>まで。3回以降の申請者は相当な理由がなければ<b>本国への送還が可能</b>になった。</li><li><input type="checkbox"/> 難民には該当しないものの紛争などから逃れてきた人を<b>補完的保護の対象者</b>として受け入れることになった。</li><li><input type="checkbox"/> <b>送還妨害者に対する罰則</b>を規定した。</li><li><input type="checkbox"/> 収容の代わりに<b>監理人のもとで生活する制度</b>を導入した。</li></ul>
-----------------	---	---

## II：会社法

2021年(R3) 改正	3	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 株主総会資料を<b>ウェブサイトに記載</b>し、株主にそのURLを株主総会の招集通知に記載して通知した場合は、株主の個別の承諾がなくても取締役が株主に対して総会資料を適法に提供したものとすることになった。</li><li><input type="checkbox"/> <b>上場会社に社外取締役の設置</b>が義務付けられた</li></ul>
-----------------	---	--

## III：厚生年金保険法／健康保険法

2022年(R4) 改正	10	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者で、<ul style="list-style-type: none"><li>①週の所定労働時間が<b>20時間</b>以上であること</li><li>②雇用期間が<b>2ヶ月</b>を超えて見込まれること</li><li>③賃金の月額が<b>88000円以上</b>であること</li><li>④<b>学生でないこと</b></li></ul>の全てを満たす場合、<b>健康保険と厚生年金保険の被保険者</b>となる。</li></ul>
-----------------	----	---

## IV：少年法

2022年(R4) 改正	4	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 18・19歳は<b>特定少年</b>と呼び、少年法は適用され、全件が家庭裁判所に送られる点は変化なし。</li><li><input type="checkbox"/> 特定少年は<b>死刑、無期又は短期の懲役、禁錮にあたる罪の事件</b>が原則逆送対象事件になった。</li><li><input type="checkbox"/> 特定少年が起こした事件で起訴された場合には実名報道が解禁された。</li></ul> <p><b>&lt;17歳以下の場合&gt;</b> 本来は警察・検察が家庭裁判所に全件を送致して、家庭裁判所が「検察官送致(逆送)」「保護処分」「不処分」などの判断をする。ただし、逆送をする事件は16歳以上の故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた罪の事件と限定的であり、それ以外は保護処分として少年院送致か保護観察などの対応となる。</p>
-----------------	---	--

### □ 逆送 (C)

家庭裁判所が検察官に送致すること。検察が起訴の判断をした場合には刑事裁判で実際に刑罰が与えられる可能性がある。

## V：道路交通法

2023年(R5)改正	4	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 過疎地域や高速道路などの特定条件下で、システムによる<b>完全自動運転が解禁</b>された。</li><li><input type="checkbox"/> 自転車の利用者に対して、<b>ヘルメット</b>の着用について努力義務となった。これによる<b>罰則はない</b>。</li></ul>
-------------	---	---

## I：労働基準法

2023年(R5) 改正	4	<input type="checkbox"/> 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が大企業、 <b>中小企業問わず</b> 一律50%になった。 <input type="checkbox"/> 労働者の同意を得て、一定の条件を満たせば、 <b>デジタルマネーによる給与支払い</b> が可能になった。
-----------------	---	--

## II：労働施策総合推進法

2022年(R4) 改正	4	<input type="checkbox"/> <b>中小企業向けに</b> パワハラ防止に関する雇用管理上必要な措置をとる義務が生じた。
2021年(R3) 改正	4	<input type="checkbox"/> 大企業(労働者数301名以上)に対して、正規雇用労働者の採用者数に占める <b>中途採用者数の割合の定期的な公表</b> を義務付けた。

## III：女性活躍推進法

2022年(R4) 改正	4	<input type="checkbox"/> 常時雇用労働者が101人以上300人以下の <b>中小企業</b> にも、自社における女性活躍推進のための行動計画の策定と、行動計画の社内周知・外部公表を義務付けた。
-----------------	---	--

## IV：高年齢者雇用安定法

2021年(R3) 改正	4	<input type="checkbox"/> 企業は、 ① <b>70歳</b> までの定年引き上げ ② <b>70歳</b> までの継続雇用制度の導入 ③ <b>定年廃止</b> ④高年齢者が希望する場合に、 <b>70歳</b> まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⑤高年齢者が希望する場合に、 <b>70歳</b> まで継続的に事業主が実施したり委託や出資をする団体の社会貢献事業に従事できる制度の導入 のいずれかを講じる努力義務が生じた。
-----------------	---	--

## V：育児・介護休業法

2023年(R5) 改正	4	<input type="checkbox"/> 常時雇用する労働者の数が1000人を超える事業主について は毎年1回以上 <b>育児休業の取得状況の公表</b> が義務付けられた。
2022年(R4) 改正	10	<input type="checkbox"/> <b>出生後8週間</b> 以内に <b>最長4週間</b> の追加育休取得が可能になった。
	4	<input type="checkbox"/> 事業主は ①育児休業に関する <b>研修</b> の実施 ② <b>相談窓口</b> の設置 ③自社の育休取得の <b>事例を労働者へ提供</b> ④育児休業制度等の <b>方針の周知</b> のいずれかの措置を行うことが義務化された。 <input type="checkbox"/> <b>継続雇用期間1年未満の有期雇用労働者</b> も育児休業の取得が可能になった。
2021年(R3) 改正 (施行規則)	1	<input type="checkbox"/> 子の看護休暇、介護休暇が <b>時間単位で取得</b> できるようになった。 <input type="checkbox"/> <b>1日の所定労働時間が4時間以下の労働者</b> も、時間単位で看護休暇・介護休暇を取得できるようになった。

## I：民法

2022年(R4) 改正	4	<input type="checkbox"/> 成年年齢が20歳から <b>18歳</b> に引き下げられた。 <input type="checkbox"/> <b>結婚可能年齢</b> が男女ともに <b>18歳</b> に統一された。 <input type="checkbox"/> 飲酒、喫煙、ギャンブル等は従来通り <b>20歳以上</b> で可能。
-----------------	---	--

→裁判員、検察審査会のメンバーへの選出については、改正当時は20歳のままであったが、2023年からは**18歳以上が対象**となった。

## II：消費者契約法

2023年(R5) 改正	6	<input type="checkbox"/> 契約取消事由に ・勧誘する旨を告げずに退去困難な場所へ同行して勧誘した場合 ・第三者に相談しようとする消費者を脅して妨害した場合 などが追加された。 <input type="checkbox"/> <b>事業者の損害賠償責任の免除が軽過失の場合のみ</b> を対象と していることを明らかにしていない条項は <b>無効</b> となった。
-----------------	---	--

## III：消費者裁判手続特例法

2023年(R5) 改正	10	<input type="checkbox"/> 消費者団体訴訟制度における被害回復で、「 <b>精神的な被害の回復</b> 」 として <b>感謝料請求が可能</b> になる。
-----------------	----	--

## IV：特定商取引法

2023年(R5) 改正	6	<input type="checkbox"/> 条件を満たし、消費者の承諾を事前に受けた場合には、 事業者が消費者に対して交付する <b>契約書面などの電子化</b> が 認められることになった。
-----------------	---	---

## V：消費税法

2023年(R5) 改正	10	<input type="checkbox"/> 商品などに課されている消費税率、消費税額など、 法令が定めた内容を明記した <b>適格請求書(インボイス)</b> を交付する <b>インボイス制度</b> が導入される。 <input type="checkbox"/> 販売者側は <b>適格請求書発行事業者</b> として登録が必要になり、 購入者から求められたときはインボイスを交付し、 その写しを保存しなければならないことになる。
-----------------	----	---

## VI：著作権法

2021年(R3) 改正	1	<input type="checkbox"/> 侵害コンテンツのダウンロードが違法化された。
-----------------	---	---

## VII：個人情報保護法

2023年(R5) 改正	4	<input type="checkbox"/> <b>地方公共団体や地方独立行政法人</b> に個人情報保護法を適用。
-----------------	---	--

時事出来事  
集

## I：行政省庁の動き

## □ 文化庁が京都に移動 (2023. 05)

2014年	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定 →政府関係機関の地方移転提案を各道府県に募集した結果、 京都府から文化庁の移転要望が提出された。
2016年	政府関係機関移転基本方針で移転を決定。
2023年	文化庁で業務が開始。

## □ こども家庭庁が始動 (2023. 04)

こども家庭庁は、政府所管の子どもに関する行政分野を複数の省庁が担っていたことから事務の一元化を目的に設立された内閣府の外局である。

2022年	「こども家庭庁設置法」「こども基本法」が成立
2023年	こども家庭庁が発足。

## こども家庭庁設置法

## 第3条1項(任務)

こども家庭庁は、心身の発達の過程にある者(以下「こども」という。)が自立した個人として  
ひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向か、子育てにおける家庭の役割の重要性を  
踏まえつつ、子どもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して  
考慮することを基本とし、子ども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他の子どもの  
健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援並びに子どもの権利利益の擁護に  
に関する事務を行うことを任務とする。

## □ デジタル庁が始動 (2021. 09)

デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助け、その行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを目的として内閣に置かれる。そのため、  
デジタル庁の長は内閣総理大臣であり、デジタル大臣はその補佐にあたる。

## デジタル庁設置法

## 第3条(任務)

デジタル庁は、次に掲げることを任務とする。

一 デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第二章に定めるデジタル社会  
(同法第二条に規定するデジタル社会をいう。以下同じ。)の形成についての基本理念  
(次号において「基本理念」という。)にのっとり、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を  
内閣官房と共に助けること。

二 基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ること。

## ►デジタル庁の所管

よく所管の省庁に「内閣府の外局」という言葉を耳にするが、内閣府の外局はあくまでも内閣の下にある組織である。  
デジタル庁は内閣の中にある組織であり、内閣府の外局ではない。

## デジタル社会形成基本法

## 第2章(基本理念) ※条文要約をリストにしました。

- ・全ての国民が情報通信技術の恵澤を享受できる社会の実現
- ・経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化
- ・ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現
- ・活力ある地域社会の実現
- ・国民が安全で安心して暮らせる社会の実現
- ・利用機会等の格差の是正
- ・国及び地方公共団体と民間との役割分担
- ・個人及び法人の権利利益の保護
- ・情報通信技術の進展への対応
- ・社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応

## I：内閣の動き

## □ 内閣総理大臣の変遷 (2021.10)

内閣発足日	代	内閣総理大臣	所属政党
2021年10月	第100代	岸田 文雄	自由民主党
2020年9月	第99代	菅 義偉	自由民主党
2017年11月	第98代	安倍 晋三	自由民主党
2014年12月	第97代	安倍 晋三	自由民主党
2012年12月	第96代	安倍 晋三	自由民主党
2011年9月	第95代	野田 佳彦	民主党

## □ 質問権の初行使 (2022.12)

## ◆質問権とは

1996年にオウム真理教による一連の事件を受け、宗教法人法に「質問権」が規定された。

文部科学省や都道府県の職員が、宗教法人に法令違反などが疑われる場合には、運営に関する報告の要求や質問が可能になっている。この際に虚偽の報告をしたり、質問に応じなかったりした宗教法人には代表の役員に10万円以下の過料がある。ただし、今回まで一度も行使されたことはなかった。

## ◆質問権と「信教の自由」

解散命令によって、信教の自由を害することはあってはならないため、政府が質問権を行使する場合には、有識者などによる「宗教法人審議会」による意見を聞かなければならないとしている。

## ◆旧統一教会に対する質問権

2022年12月に、世界平和統一家庭連合(旧統一教会)に対して、初めての質問権行使した。安倍元首相暗殺事件が発生後、信者同士の養子縁組関係の違法性等を理由に実施した。

## II：安倍元首相暗殺事件

## □ 安倍元首相暗殺事件 (2022.07)

元内閣総理大臣の安倍晋三氏が、奈良県で選挙の応援演説中に銃撃されて死亡した事件。内閣制度が発足後、殺害された首相及び首相経験者は過去7人目、戦後初となった。

9月27日には、賛否はあったものの、東日本大震災からの復興、経済再生、日米関係等の外交などで「大きな実績を様々な分野で残した」と岸田首相が説明し、また各国首脳ら国際社会からの評価等も考慮して国葬を実施した。

国葬の実施は1967年(吉田茂)以来で、戦後2人目となった。

選挙期間中であったことから「民主主義の根幹である選挙が行われている中で起きた卑劣な蛮行であり、決して許すことはできない。最大限の厳しい言葉で非難する」と岸田首相は述べた。なお安倍氏と旧統一教会の関係性が犯行の動機だと判明している。その後2023年4月には岸田首相の演説中に爆発物を爆発させるという襲撃事件も発生した。

## ▶過去の首相暗殺事件

- ・伊藤博文 (明治42年)
- ・原敬 (大正10年)
- ・濱口雄幸(昭和6年)
- ・犬養毅 (昭和7年)  
→五・一五事件
- ・高橋是清 (昭和11年)  
→二・二六事件
- ・斎藤実 (昭和11年)  
→二・二六事件

## I：衆議院議員総選挙選挙区変更

## □ 衆議院議員総選挙小選挙区の区割り改定(2022.12)

## ◆概要

令和2年の国勢調査を受け、一票の格差が大きく開いている現状を修正すべく、2022年に次のように修正した。

なおこれにより、改正前に人口最少選挙区との較差が2倍以上の選挙区が23選挙区から0選挙区になった。

なお、小選挙区・比例代表区とともに10年ごとの大規模国勢調査の結果に基づき、**アダムズ方式**を用いて定数配分を行うこととされており、小選挙区については各選挙区の人口較差を2倍未満にすることとされている。

## ◆定数の変更

【定数・選挙区が増加する都道府県】 埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知

【定数・選挙区が減少する都道府県】 宮城、新潟、和歌山、広島、愛媛、福島、滋賀、岡山、山口、長崎

## ◆結果

改正前に人口最少選挙区との較差が2倍以上の選挙区が23選挙区から0選挙区になった。また、最大人口較差も2.096倍(東京22区と鳥取2区)→**1.999倍**(福岡2区と鳥取2区)に減少した。

## ◆比例代表選挙区について

【定数が増加するブロック】 南関東、東京都

【定数が減少するブロック】 東北、北陸信越、中国

## II：地方自治の動き

## □ 第2回大阪都構想住民投票 (2020.10)

大阪都構想とは、大阪府大阪市を廃止して4つの特別区を作る構想であり、特別区は選挙で決めた区長と区議会を持ち、他の市町村と同じく税徴収や条例制定が可能になる。

法根拠は**大都市地域特別区設置法**であり、これにより東京23区以外の特別区の設置が可能となった。また同法では、投票結果に**法的拘束力がある**。

結果としては2015年実施の第1回と同じく**反対が多数で否決**された。

ただし、49.4%対50.6%という接戦となった。

## □ 較差 (C)

最高と最低、最大と最小の差のこと。または、複数の物事を数量的に比較してきたときの差のこと。

## □ アダムズ方式 (B)

選挙で議員定数を配分する方法で、具体的な手順は次の通り。

- ①各都道府県の人口を一定の数で割る。
- ②商の小数点以下を切り上げた数字を47都道府県分すべて足す。
- ③その合計が議員定数と一致するように一定の数を調整する。

## □ 愛知県知事リコール署名偽造事件 (2020.8)

愛知県で実施した企画展の展示内容や公金支出に対して、**辞職請求(リコール)の署名**が行われた。署名は約43万票集まったが、そのうちの約8割が不正署名であるとして無効となった。当時の必要署名数は約86万票。

## ▶ポイント

憲法改正による国民投票・地方特別法制定による住民投票と同様に法的拘束力があるが、条例による住民投票は法的拘束力がない。

(詳しくは地方自治で！)

## □ 沖縄復帰50年 (2022.5)

**1972年**5月15日に、アメリカに統治されていた沖縄が日本に復帰した。

それから50年が経過し、50周年記念式典が実施された。

## ▶ポイント

住民の直接請求権を行使できる例を地方自治で把握しておこう！

## I：各国の代表の変遷

## □ 主要国の国家代表の変遷

	2020年	2021年	2022年	2023年	現在
日本	安倍晋三 (自由民主党)	菅义伟 (自由民主党)		岸田文雄 (自由民主党)	
アメリカ	ドナルド・ジョン・ トランプ (共和党)		ジョセフ・ロビネット・バイデン・ジュニア (民主党)		
中国		習近平 (中国共产党)			
ドイツ	アンゲラ・メルケル (キリスト教民主同盟)		オラ夫・ショルツ (ドイツ社会民主党)		
フランス		エマニュエル・マクロン (共和国前进)			
イギリス	ポリス・ジョンソン (保守党)		リズ・トラス (保守党)	リシ・スナク (保守党)	
ロシア		ウラジーミル・プーチン (無所属)			
韓国	文在寅 ムン・ジェイン (共に民主党)		尹锡悦 ユン・ソギョル (国民の力)		

## II：各国の歴史的な出来事

## □ イタリア選挙で初の女性首相 (2022.09)

イタリアで極右と言われる「イタリアの同胞」が選挙で第一党になり、  
首相にジョルジア・メローニ氏が首相になった。  
イタリアとして初の女性首相となった。

## □ オーストラリアで政権交代 (2022.05)

オーストラリア下院総選挙で、アンソニー・アルバニージー氏率いる労働党が  
与党の保守連合を破り、9年ぶりの政権交代が起こった。  
これにより、アルバニージーが首相になった。

## III：香港問題

## □ 香港選挙制度の改正 (2021.05)

香港立法会(議会)は、中国政府が「**非爱国的**」と判断した人物を政界から追放することを  
狙いとして、選挙制度改正条例案を可決した。  
中国政府が「**爱国者による香港統治**」決定案を承認していたことで、  
選挙で直接選挙される議員が減って、政府よりの委員会が審査で立候補を認める  
「**爱国的**」な議員が増えることになった。  
その後初めての選挙では、一般有権者による投票率は過去最低の30.2%になった。

## □ 香港国家安全維持法可決 (2020.06)

「**国家分裂**」「**政権転覆**」「**テロ活動**」「**外国勢力との結託**」の4つを国家安全に危害を加える  
犯罪と規定して、最高刑罰は**終身刑**を科すことができる。  
香港域内のみならず、**香港域外での行為や外国人も処罰対象**になる。  
これに伴い、民主派議員、学者などが逮捕・起訴された。

## I: COVID-19

### □ 緊急事態宣言発令 (2020.4)

新型コロナウイルス対策の特別措置法(2020年3月制定)に基づき、全国的かつ急速な感染症の蔓延により、国民生活や経済に膨大な影響を及ぼす可能性がある場合に、総理大臣が緊急事態宣言を発令し、緊急的な措置を取る期間や区域を指定する。1回目は4月7日に、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡が先行して発令され、その後全国を対象にしていった。

### □ 1人あたり10万円給付 (2020.4)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、家計への支援として一人当たり一律10万円を給付した。支給対象は住民基本台帳に記録されている者で、収入制限や、年金等による受給制限は設けなかった。

### □ Go To トラベル (2020.7)

新型コロナウイルス感染症拡大によって失われた旅行需要の回復などを目的とした旅行支援事業。国内旅行の旅行代金の35%を割り引くとともに、15%分の旅行先で使える地域共通クーポンを配布を行うこととした。

### □ 新型コロナ感染症を5類へ (2023.5)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上、今まででは2類相当(新型インフルエンザと同じ)としていたが、令和5年5月8日より、5類感染症になった。これにより、政府からの感染症対策要求や、外出自粛の強制などは解除されることになる。

## II: 財政・金融

### □ 2027年度防衛関連費を試算 (2022.11/2023.6)

2022年に岸田首相は2027年度に防衛費など関連予算をGDP比2%にすることを指示した。2023年には、2027年度の防衛関連費について、防衛省所管予算とそれを補完する他省庁経費などを合わせて約11兆円とする試算を示した。GDP比1.96%になる見込み。

### □ 円が急落 (2023.6)

外国為替市場で円が対ドルで下落し、一時1ドル=145円台をつけた。2022年11月以来7ヶ月ぶりの円安・ドル高水準となった。

### □ 日本銀行総裁が交代 (2023.4)

2013年から10年間勤めた黒田東彦氏から、植田和男氏に交代した。就任会見において、

- ・現在の物価目標の表現を直ちに変える必要はない
- ・2%の物価目標の達成が難しいということになれば副作用に配慮しつつ持続的な金融緩和のあり方を探りたい
- ・YCCには市場機構を副作用があるものの、現状では継続が適切

ということを伝えた。

## I：ウクライナ侵攻

## □ ロシアがウクライナへ侵攻 (2022.2)

## ◆概要

ロシア(ブーチン大統領)は、ウクライナ東部で特殊作戦を開始すると発表し。ロシア軍による首都キエフの爆発が発生した。これによりウクライナへの侵攻が始まる。

## ◆原因

## ①同じルーツを持つウクライナがNATOへの参加を希望していること

8世紀末から13世紀にかけてキエフ公国と呼ばれる国があり、ロシアとウクライナにまたがっていた。こうした歴史から同じルーツがあるとロシア側が主張している。

## ②NATOの東方拡大

NATO(北大西洋条約機構)は、東西冷戦時代にソビエトに対抗するためにアメリカがつくった軍事同盟であり、ソ連崩壊後は共産主義圏だった国々に民主主義を拡大するという政治的な役割もあった。当時から現在まで東欧諸国などの多くが経済的にも豊かな民主主義陣営に入ることを希望し、NATO加盟希望が増加した。

1999年のポーランド、チェコ、ハンガリー

2004年のバルト3国

以上の加盟の動きを東方拡大としており、陸地続きであるロシアは安全保障の観点からもこの拡大を好まないとされている。

## ◆国連での動き

時期	開催機関	内容
2022.02	安全保障理事会	国連安全保障理事会がロシアを非難して、武力行為の即時停止と撤退を求める安保理決議を採決し、11カ国が賛成するも、常任理事国ロシアが拒否権を行使したため否決された。
2022.03	緊急特別総会	141カ国の賛成でロシア軍の即時撤退を決議した。
2023.02	国連総会	141カ国の賛成でウクライナ平和決議を採択。ウクライナ国境内の領土から、直ちに、完全かつ無条件にすべての軍を撤退させることと、敵対行為を要求。

## ◆国際会議での動き

時期	開催機関	内容
2022.6	G7エルマウ・サミット(ドイツ)	ウクライナ大統領(ゼレンスキー)がオンラインで参加。
2023.5	G7広島サミット(日本)	ウクライナ大統領(ゼレンスキー)が対面で参加。

## ◆日本での動き

時期	開催機関	内容
2022.5	国会	ウクライナ大統領(ゼレンスキー)がオンラインで演説。

## ▶参考

NHK

【詳しく】ロシアはなぜウクライナに侵攻したのか？背景？  
[https://www3.nhk.or.jp/news/special/international/news\\_navi/articles/qa/2022/06/02/22500.html](https://www3.nhk.or.jp/news/special/international/news_navi/articles/qa/2022/06/02/22500.html)

## I：世界の紛争・対立関係(アジア編)

## □ アメリカがアフガニスタン撤退 (2020.2/2021.8)

当事国	アメリカ合衆国 vs. アフガニスタン(タリバン政権)
時期	2001.9～2021.8
原因	2001年9月11日に発生したアメリカ同時多発テロの首謀者は、オサマ=ビン=ラディンであり、これをアフガニスタン(タリバン政権)がかくまつたこと。

2001年 タリバン政権が崩壊。

2003年 タリバンは再編成され、軍力拡大へ。

2020年 カタールのドーハでアメリカとタリバンが**和平合意**

これにより、米軍は撤退など、タリバンはアフガンをテロの温床としないことなどをそれぞれ約束した。

2021年 タリバンが実権を掌握し、アメリカは8月に**撤退**した。

## □ ミャンマーでクーデター (2021.2)

当事国	NLD(国民民主連盟) vs. 国軍
時期	時期不明～現在
原因	軍事政権と民主政権の対立、権力闘争

1962年 軍事クーデターにより軍事政権が始まる

2008年 議会の4分の1を国軍に自動的に与え、国防省などの重要3省の支配権も国軍に与える憲法を制定している。

2011年 民政移管の合意がされる(民主的統治の開始)

2015年 **25年間で最も自由で公正な選挙**を実施

これによりアウンサンスーーと**NLD(国民民主連盟)**がミャンマーを率いる

2020年 アウンサンスーー率いるNLDが次5年の政権を担当することが選挙で決定。これに対して国軍は、選挙の不正を主張して政権要人を拘束、権力を奪取。クーデタ反対デモ、市民的不服従運動のような抗議活動が広がりを見せるも死者や拘束者が出了。

2021年 国軍がクーデターを実施。

## □ イスラエルとアラブ首長国連邦が国交正常化 (2020.8)

当事国	イスラエル vs. アラブ首長国連邦(UAE)
時期	時期不明～現在
原因	イスラエル建国によりアラブの土地からパレスチナ人が追い出されたこと イスラム教の聖地エルサレムがイスラエルに併合されていること

1971年 UAEが独立するも、上記の原因から国交は樹立しなかった。

1973年 第四次中東戦争が発生。UAEはアラブ産油国に対してイスラエル支持国への全面的な石油輸出の禁止を呼びかけた。

2009年 UAEが国際再生可能エネルギー機関の本部を誘致した。  
国際機関のためイスラエルの代表事務局も受け入れる必要があった。

2018年 イスラエルの文化・スポーツ大臣がUAEを訪問

2019年 イスラエルがドバイ万博に参加を決定  
ワルシャワ中東安全保障会議で実質的な協議を実施。

2020年 **国交正常化の同意**

## I：世界の紛争・対立関係(アフリカ編)

## □ スーダン軍事衝突 (2023.4)

当事国	スーダン軍事組織 vs. スーダン準軍事組織RSF
時期	2023. 4
原因	民主化に向けて、スーダン国軍とRSFの一体化を目指す際の権力闘争。

2003年 **ダルフル紛争**をきっかけに民兵組織が立ち上げらる。(後のRSF)

2019年 パンや燃料の値上げに対する市民のデモが発生し、軍もクーデターを起こした。これにより独裁政権を続けてきたバシール大統領は失脚した。

2021年 軍と民主化勢力の対立が表面化し、軍がクーデターを起こし実権を握る。これにより抗議デモへの弾圧が続く。

ここで国連などが民主化に向けて仲介に入る。

2023年 国軍とRSFにより軍が二重状態になっているため、権力闘争が発生した。

## □ フランスがルワンダ大虐殺の責任を認める (2021.7)

当事国	フツ人 vs. ツチ人・穏健フツ人
時期	1994年
原因	フツ人のハビヤリマナ大統領(当時)を乗せた航空機が撃墜されたこと。

1994年 大統領を乗せた航空機が撃墜された。

それによりフツ人主体の政府軍や民兵が、少数派であるツチ人や穏健フツ人を殺害する**ルワンダ大虐殺**が発生した。

2000年 ルワンダで力ガメ大統領(ツチ人)が就任し、国民融和を進めた。

2006年 フランスとルワンダの国交を断絶

2007年 サルコジ政権(フランス)が誕生し、歩み寄りへ。

2008年 ルワンダ政府が、ルワンダ大虐殺へのフランスの責任に関する報告を発表

2009年 両国の**国交を回復**

2021年 マクロン大統領(当時)が依嘱した歴史家委員会が、ルワンダ大虐殺に関して「重大な責任」を指摘をする結論を出した。

**フランスがルワンダ大虐殺の責任を認める**も謝罪はせず。

## ▶フツ人・ツチ人

フツ人とツチ人はアフリカ中央部のルワンダなどを中心に住む民族。宗教と言語は同じであり、違いは階級によるものとされている。1960年代頃から独立運動が盛んになると多数派であるフツ人と少数派であるツチ人は対立をするようになった。

## II：米中関係

## □ アメリカが中国総領事館の閉鎖 (2020.07)

トランプ大統領(当時)は、米国の知的財産権と米国民の個人情報を守るために措置としてヒューストンにある**中国総領事館の閉鎖**を命令した。

## □ 中国がアメリカ総領事館の閉鎖 (2020.07)

中国外務省は、アメリカが中国総領事館の閉鎖を命令したことを受け、国際法・国際関係の基本的準則、中米領事条約の関係規定に著しく違反し、中米関係を著しく破壊させたとして、**成都の米総領事館の閉鎖**を通告した。

## □ 米軍が中国気球を撃墜 (2023.02)

アメリカは大西洋の米領海上において、**中国の偵察気球を撃墜**した。

アメリカによれば、中国の気球がアメリカ各地の重要軍事施設を偵察していたとみている。これにより国務長官の中国訪問は中止し、「容認できない無責任な」行為であると批判した。一方中国は、米領空に侵入した気球は気象調査に使用する民間飛行船が悪天候で針路を外れて迷い込んだと主張している。

## I: G20の開催状況

年	議長国・開催場所・議長	議題内容	宣言
2023	インド (ニューデリー) ナレンドラ・モディ首相	①一つの地球 (世界経済、食料安全保障、 気候・エネルギー、環境など) ②一つの家族 (包摂的な成長、SDGs、保健、 パンデミック等) ③一つの未来 (多国間システム改革、デジタル等)	G20ニューデリー 首脳宣言
2022	インドネシア (バリ) ジョコ大統領	①食料・エネルギー安全保障 ②国際保健 ③デジタルトランスフォーメーション	G20バリ首脳宣言
2021	イタリア (ローマ) マリオ・ドラギ首相	①世界経済、国際保健、パンデミック ②気候変動、環境 ③持続可能な開発	G20ローマ首脳宣言
2020	サウジアラビア (リヤド) ムハンマド・ビン・ サルマン皇太子	①新型コロナウイルスへの対応 ②世界経済の回復 ③包摂的な復興等の国際社会の 主要課題	G20リヤド首脳宣言
2019	日本 (大阪) 安倍晋三内閣総理大臣	①世界経済 ②貿易・投資 ③イノベーション ④環境・エネルギー ⑤雇用 ⑥女性のエンパワーメント ⑦開発 ⑧保健	G20大阪首脳宣言

## ▶2023参加国について

今回の会議にはロシアのみ  
参加しなかった。

## ▶2022参加国について

今回の会議にはウクライナが  
招待された。

## II: COP (国連気候変動枠組み条約締結国会議)

※主要な結論が出たもののみ  
掲載しています。

年	回数	ポイント
2022	COP26	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ パリ協定の具体的なルールブックが完成</li> <li>□ <b>グラスゴー気候合意</b>を採択 石炭火力発電を段階的に削減し、非効率的な化石燃料補助金を段階的に廃止する内容</li> </ul>
2019	COP24	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ パリ協定の<b>実施ルール</b>(指針)を設定           <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての国を対象とした統一ルール。</li> <li>・温室効果ガス排出量報告について、一部の途上国に対してルールの緩和(条件あり)を適用。</li> <li>・各国が定める貢献内容に書くべき内容、 各国が報告する内容と確認レビュー方法、 世界全体で進捗を確認する方法を明記した。</li> </ul> </li> </ul>
2015	COP21	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>パリ協定</b>を採択           <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史上初めて<b>全ての国が参加する公平な合意</b></li> <li>・世界共通の長期目標として<b>2°C</b>を設定。 <b>1.5°C</b>に抑える努力を追求することも定めた。</li> <li>・全ての国が削減目標を<b>5年</b>ごとに提出、更新することを定めた。</li> </ul> </li> </ul>

## III: NATO (北大西洋条約機構)

## ◆加盟国変化

原加盟国は12カ国。

年	新加盟国
2017	モンテネグロ
2020	北マケドニア
2023	<b>フィンランド</b> (31カ国目)

## IV: EU (欧州連合)

## ◆加盟国変化

原加盟国は7カ国。  
(イタリア・オランダ・西ドイツ・フランス・  
ベルギー・ルクセンブルク)

年	加盟国変化
2013	クロアチアが加盟
2020	<b>イギリスが離脱</b> (27カ国)

※イギリスとEUは2020年に  
**英EU貿易協定**に合意した。

## I：資源・エネルギー問題

## □ 電力需給圧迫警報発令 (2022.3)

経済産業省所管のエネルギー庁が、2012年の制定以来初めて電力需給逼迫警報を発令した。原因として、想定気温が平年よりも低く、暖房の需要増加が見込まれたことや、3月に発生した最大震度5弱の福島沖地震の影響で火力発電所14基が運転を停止し、その後も6基は運転が再開できていなかったことが挙げられる。

## II：技術

## □ 西九州新幹線開業 (2022.9)

2016年以来の新幹線開業で、佐賀県の武雄温泉駅から長崎県の長崎駅を結ぶ西九州新幹線が開業した。ただし、九州新幹線(博多～鹿児島中央)と直接接続することなく、特急「リレーかもめ」からの乗り換えが必要となっている。ただし、武雄温泉駅で改札を出ることなく乗り換えできる「対面乗換」がポイントとなった。

## □ 国産量子コンピュータが稼働 (2023.3)

理化学研究所が次世代の高速計算機である量子コンピューターの国産初号機を稼働した。量子コンピューターは原子レベル以下のミクロの世界で成立する量子力学を応用した次世代計算機であり、スーパーコンピュータの1億倍以上の早さで複雑な問題を解き、環境・化学・製薬・自動車・金融など幅広い産業の競争力に大きな影響を与えることになる。

## III：その他の時事

## □ チバニアン (2020.1)

千葉県市原市にある地層は、一番新しい地磁気逆転の記録が世界で最もよく残っていたことから、時代をわける境界がよくわかる地層として世界に認められた。これにより、今まで名前がなかった約77万4千年前から12万9千年前までの時代がラテン語で「千葉の時代」を意味する「チバニアン」と名付けられ、日本の地名にちなんだ名前が地質年代につけられることは初めての快挙。

# 時事問題集

第1問 Aさんは、政治・経済の授業である裁判の判決文をまとめて発表することにした。  
次の資料を読み、後の問い合わせに答えなさい。

資料① 国民審査に関する憲法の規定

憲法( 1 )条2項は、最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後【 A 】の際国民の審査に付し、その後【 B 】の際更に審査に付し、その後も同様とする旨規定し、同条3項は、同条2項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される旨規定している。そして、同条4項は、審査に関する事項は法律でこれを定める旨規定し、これを受け、( 2 )が制定されている。

資料② 投票方式

国民審査法14条は、投票用紙には、国民審査に付される裁判官の氏名を印刷するとともに、その氏名を印刷する者のそれぞれに対する( )を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、同法別記様式に準じて投票用紙を調製しなければならない旨規定している。そして、国民審査法15条1項は、審査人は、投票所において、罷免を可とする裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に【 C 】、罷免を可としない裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に【 D 】、これを投票箱に入れなければならない旨規定している(以下、このような投票の方式を「記号式投票」という。)。他方、同法16条1項は、点字による国民審査の投票を行う場合においては、審査人は、投票所において、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときはその裁判官の氏名を自ら記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何らの記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない旨規定している(以下、このような投票の方式を「自書式投票」という。)。

※一部設問の都合上空欄にしています。

資料③ 裁判所の判断

国民審査法4条は、衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有すると規定しているが、これとは別に、同法8条は、国民審査に用いられる審査人の名簿について規定していることからすると、同法は、飽くまで上記審査人の名簿に登録されている者でなければ審査権を現実に行使することができないことを前提としているものと解される。そして、国民審査法8条は、上記審査人の名簿について、公職選挙法に規定する選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いるとしているところ、同法は、選挙人名簿と在外選挙人名簿とを区別しており、在外選挙人名簿を選挙人名簿とみなすなどの規定を設けていない。また、国民審査法は、在外国民による審査権の行使の方法等についての規定を全く設けていない。そうすると、同法8条にいう選挙人名簿に在外選挙人名簿が含まれると解することはできない。

(上記資料①～③はいずれも最大判令和4年5月25日判決)

問1 資料①中の空所( 1 )( 2 )に入る語句の組み合わせとして、適切なものを一つ選びなさい。

- ① (1) 69 (2) 公職選挙法
- ② (1) 69 (2) 最高裁判所国民審査法
- ③ (1) 79 (2) 公職選挙法
- ④ (1) 79 (2) 最高裁判所国民審査法

問2 資料②中の空所【 A 】【 B 】に入る表現の組み合わせとして、適切なものを一つ選びなさい。

- ① 【A】初めて行われる衆議院議員総選挙
- 【B】10年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙
- ② 【A】初めて行われる衆議院議員総選挙
- 【B】15年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙
- ③ 【A】初めて行われる参議院議員通常選挙
- 【B】10年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙
- ④ 【A】初めて行われる参議院議員通常選挙
- 【B】15年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙

問3 資料②中の空所【 C 】【 D 】に入る表現の組み合わせとして、適切なものを一つ選びなさい。

- ① 【C】自ら○の記号を記載し 【D】何らの記載をしないで
- ② 【C】自ら○の記号を記載し 【D】自ら×の記号を記載して
- ③ 【C】自ら×の記号を記載し 【D】何らの記載をしないで
- ④ 【C】自ら×の記号を記載し 【D】自ら○の記号を記載して

問4 資料③の資料からわかることとして、最も適切なものを一つ選びなさい。

- ①国民審査法4条、8条により在外国民に審査権の行使が認められていると解することはできないが、現行法上、在外国民について審査権の行使を認める規定を欠いている状態にあるとはいえない。
- ②国民審査法4条、8条により在外国民に審査権の行使が認められていると解することはできないとは言えず、また、現行法上、在外国民について審査権の行使を認める規定を欠いている状態にあるともいえない。
- ③国民審査法4条、8条により在外国民に審査権の行使が認められていると解することはできず、現行法上、在外国民について審査権の行使を認める規定を欠いている状態にあるといわざるを得ない。
- ④国民審査法4条、8条により在外国民に審査権の行使が認められていると解することはでき、現行法上、在外国民について審査権の行使を認める規定を有していると言わざるをえない。

問5 本判決では、国民審査に関する規定が憲法79条2項及び3項に反しているかを検討しているが、もう一つ検討した憲法の条文がある。その条文は憲法第何条か答えなさい。

問6 日本は間接民主制であるにもかかわらず、最高裁判所裁判官の国民審査権は憲法で国民に認められた直接的な政治参加の一つである。このように憲法に明記されている例外的に直接的に政治参加をする例として、正しいものを二つ選びなさい。

- ① 憲法改正の際に行う国民投票
- ② 市長の解職請求実施に伴う住民投票
- ③ 地方特別法制定のための住民投票
- ④ 大阪都構想の賛否を問うための住民投票

問7 本判決では過去11例目となる法令違憲の判断を下した。次のうち、最高裁判所が法令違憲と判断したものとしてふさわしくないものを一つ選びなさい。

- ① 尊属殺人重罰事件
- ② 再婚禁止規定判決
- ③ 日産自動車事件
- ④ 非嫡出子国籍付与差別訴訟

解答欄			
問1		問2	
問3		問4	
問5			
問6		問7	

第2問 近年の裁判所の判断について、後の問い合わせに答えなさい。

問1 梶田事件に関する説明として誤っているものを一つ選びなさい。

- ① この事件は味噌製造会社専務宅が全焼した事件である。
- ② 梶田氏は公判が始まってから容疑を認めていた。
- ③ 最高裁判所は一度再審請求を認めなかった。
- ④ 万が一、再審で無罪判決になると死刑から逆転無罪となった5例目になる。

問2 1975年の白鳥決定以来再審開始の決定でも、推定無罪の原則を適用している。この原則は「疑わしきは( )に」という表現でも表すことができる。空所に当てはまる語句を答えなさい。

問3 再審をするためには刑事訴訟法第435条で定められている条件を満たす必要がある。その条件としてふさわしくないものを一つ選びなさい。

- ①原判決の証拠となった証拠が確定判決で偽造や変造だと証明された場合
- ②原判決で認めた罪よりも軽い罪を認めるべき明らかな証拠を新たに発見した場合
- ③原判決に関与した裁判官、検察官などが職務に関する罪を犯したことなどが確定判決で証明された場合
- ④被告人側の弁護人が、明らかに裁判官の判断に誤りがあると認めた場合

問4 死刑判決を受けたものの再審で無罪判決になった事件としてふさわしくないものを一つ答えなさい。

- ① 島田事件 ② 梅田事件 ③ 財田川事件 ④ 免田事件

問5 憲法40条は、「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。」と明記している。この条文によって保障されている権利を答えなさい。

問6 下線部5について、国の賠償責任を求めた裁判に関する記述として正しいものを一つ選びなさい。

- ①2021年に広島高裁で確定した黒い雨訴訟では、原告に対して被爆者健康手帳の交付を命じた。
- ②黒い雨訴訟の後、政府は新たな基準を設けたものの、そこで救済されない人々がでてきてしまったため、第2次黒い雨訴訟が起きている。
- ③2022年に最高裁は初めて、建設アスベスト訴訟において、国と建材メーカーの責任を認めた。
- ④2022年に大阪高裁は旧優生保護法によって不妊手術を強制された人々に対する国の損害賠償責任はないとした。

第3問 近年の法改正について、後の問い合わせに答えなさい。

問1 2023年の出入国管理及び難民認定法の改正に関する記述として、誤っているものを一つ選びなさい。

- ① 3回目以降の難民申請では、日本側に相当な理由がなければ本国への送還が可能が不可能となった。
- ② 難民に該当しないものの紛争などから逃れてきた人を補完的保護の対象者として受け入れることになった。
- ③ 送還を妨害する者に対して罰則を規定した。
- ④ 収容の代わりに監理人のもとで生活する制度を導入した。

問2 2021年の会社法改正を次のようにまとめた。空所に当てはまる語句を答えなさい。

会社法改正のポイントは大きくわけて2つある。1つ目は( A )の資料をウェブサイトに記載して、株主にURLを招集通知とともに記載すれば、株主の個別の承認がなくても、取締役が株主に対して資料を適法に提供したものとすることになった点である。2つ目は上場会社においては( B )を設置することを義務付けられた点である。

問3 2022年少年法改正について、次のようにまとめた。空所に当てはまる語句を答えなさい。

今回の少年法改正では、18・19歳を( C )と呼ぶが、少年法の適用は変わらず、全件が( D )裁判所に送られる点は変わらない。ただし、(C)は17歳以下と扱いが異なり、死刑、無期又は短期の懲役、禁錮にあたる罪の事件が原則( E )対象の事件となった。また、(C)が起こした事件で起訴された場合は、( F )が解禁された。

問4 近年の道路交通法改正について、それぞれの文の正誤を判断し、両方正しければ○、片方が誤っている場合には誤っている方の記号、両方誤っている場合には×を書きなさい。

- ア 過疎地域や高速道路などの特定条件下においては、システムによる完全自動運転を解禁された。
- イ 自転車の利用者に対して、ヘルメットの着用を義務付け、罰則を設けた。

第2問解答欄			
問1		問2	
問3		問4	
問5			
問6			
第3問解答欄			
問1		問2A	
問2B		問3C	
問3D		問3E	
問3F		問4	

第4問 政治・経済の授業で、近年の法改正について、  
Aさんは発表をすることになった。  
次の発表原稿を読み、後の問い合わせに答えなさい。

それでは、発表を始めます。

私が今回発表するテーマは「LGBT理解増進法」です。

2023年6月23日に施行されました。

それでは、資料①をご覧ください。

資料① 目的

第1条(目的)

この法律は、(1)及び(2)の多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、(1)及び(2)の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、(1)及び(2)の多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって(1)及び(2)の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

この目的を表す第1条については、頻繁に(1)及び(2)の多様性という言葉が用いられています。これらの言葉の定義は第2条に記載があり、(1)は、「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」、(2)は、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義しています。第1条では、(1)及び(2)の多様性について、国民の理解が十分でないことから、国民の理解の増進をポイントとして挙げており、国や地方公共団体、事業主や学校設置者の役割についても記載をしています。それでは、資料②をご覧ください。

資料② 基本理念

第3条 (基本理念)

(1)及び(2)の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その(1)及び(2)にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、(1)及び(2)を理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

基本理念については、(1)や(2)にかかわらずに基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものだとしています。この条文によって、(1)や(2)を理由とする不当な差別をしてはならないということを明記しています。

それでは次に、この法律の課題を検討していきます。

私が考えた課題の1つ目は、「努力義務」です。第4条や第5条に定める国や地方公共団体の役割については「しなければならない」という文言は使わず、「努めるものとする」といった表現を使用しています。これにより、この条文に書かれていることを守らなくても罰則がない状態になっています。課題の2つ目は「理解しない人の存在」です。資料③をご覧ください。

資料③ 留意事項

第12条 (措置の実施等に当たっての留意)

この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

この条文では、「全ての国民が安心して生活すること」と明記しておりますが、これによりLGBTの理解増進により、安心した生活ができないと感じる国民の存在を明記したとも考えられる点も課題と考えました。

## 第5問 労働問題に関して、後の問い合わせに答えなさい。

問1 次の説明のうち、中小企業に関する説明としてふさわしいものを一つ選び、記号で答えなさい。

- ① 2023年に改正された労働基準法では、中小企業において、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が一律50%になった。
- ② 2022年に改正された労働施策総合推進法では、中小企業に対し、パワハラ防止に関する雇用管理上必要な措置をとる義務を定めた。
- ③ 2021年に改正された労働施策総合推進法では、中小企業に対し、正規雇用労働者の採用者数に占める中途採用者数の割合の定期的な公表を義務付けた。
- ④ 2022年に改正された女性活躍推進法では、中小企業において、自社における女性活躍推進のための行動計画の策定と、行動計画の社内周知・外部公表を義務付けた。

問2 次の文章は、2021年に改正された高年齢者雇用安定法に関する説明である。空所に当てはまる語句を答えなさい。

2021年の高年齢者雇用安定法では、企業に対して、( 1 )歳までの定年引き上げ・(1)歳までの継続雇用制度の導入・( 2 )の廃止・高年齢者が希望する場合には(1)歳まで継続的に( 3 )契約を締結する制度の導入・高年齢者が希望する場合には(1)歳まで継続的に事業主が関わる団体の( 4 )事業に従事できる制度のいずれかを講じる努力義務を定めた。

問3 次の資料は、育児・介護休業に関する近年の法改正状況をまとめたものである。次の資料を読み、後の問い合わせに答えなさい。

### ●2021年の施行規則改正

- ①子の看護休暇、介護休暇が( 1 )単位で取得できるようになった
- ②1日の所定労働時間が( A )時間以下の労働者も、(1)単位で看護休暇・介護休暇を取得できるようになった。

### ●2022年の育児・介護休業法改正

- ①継続雇用期間1年未満の有期雇用労働者も( 2 )休業の取得が可能になった。
- ②事業主は
  - ・育児休業に関する研修の実施
  - ・相談窓口の設置
  - ・自社の育休取得の事例を労働者へ提供
  - ・育児休業制度等の方針の周知のいずれかの措置を行うことが義務付けられた。
- ③出生後( B )週間以内に最長( C )週間の追加育休取得が可能になった。

### ●2023年の育児・介護休業法改正

- ①常時雇用する労働者の数が( D )人を超える事業主について、毎年1回以上(2)休業の取得状況の公表が義務付けられた。

I: 空所(1)(2)に当てはまる語句を答えなさい。

II: 空所(A)～(D)に当てはまる数字を答えなさい。

## 第6問 後の問い合わせに答えなさい。

問1 次の説明のうち、消費者問題に関する説明としてふさわしくないものを一つ選び、記号で答えなさい。

- ① 消費者契約法では、事業者の損害賠償責任が免除されるのは、軽過失の場合のみを対象としていることを明らかにしていない条項については無効と定めている。
- ② 消費者団体訴訟制度において、精神的な被害回復として慰謝料を請求することについては法律上認められていない。
- ③ 特定商取引法では、条件を満たし、消費者の承諾を事前に受けた場合には、契約書面を電子化して消費者に交付することが認められるようになった。
- ④ 商品の販売者は、購入者から求められた時には適格請求書(インボイス)を交付し、その写しを保存しなければならない。

問2 次の説明のうち、私たちの日常生活に関する法律について正しくないものを一つ選び、記号で答えなさい。

- ① 民法では成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことから、結婚可能年齢も男女ともに18歳に統一された。
- ② 裁判員、検察審査会のメンバーについては2023年以降も20歳以上から選出されることになった。
- ③ 著作権法では、著作権を侵害しているコンテンツをダウンロードすることも違法とされている。
- ④ 地方公共団体や地方独立行政法人についても個人情報保護法を適用することになった。

### 第5問解答欄

問1	
問2(1)	
問2(2)	
問2(3)	
問2(4)	
問3 I (1)	
問3 I (2)	
問3 II (A)	
問3 II (B)	
問3 II (C)	
問3 II (D)	

### 第5問解答欄

問1	
問2	